



安全データシート

この安全データシートは以下の要件に準拠している:
JIS Z 7253:2019

発行日 2021-11-17
改訂日 2024-2-1
改訂番号 2.2

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 ThreeBond 2777E

安全データシートの供給者の詳細

供給者

スリーボンド ファインケミカル株式会社
〒252-0146 神奈川県相模原市緑区大山町1-1

緊急連絡電話番号

042-703-7126 (SDSの内容に関するお問い合わせ)
0120-56-1456 (商品の技術、SDSの請求に関するお問い合わせ)

化学品の推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 洗浄剤

使用上の制限

当該用途に使用することの妥当性・安全性について事前確認すること。推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと。
本商品は工業用であり、家庭用および医療用インプラントへの使用は禁止する。

2. 危険有害性の要約

GHS分類

金属腐食性化学品	区分 1
急性毒性(経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入) - ガス	分類できない
急性毒性(吸入) - 蒸気	分類できない
急性毒性(吸入) - 粉じん/ミスト	分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分 1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
授乳に対する又は授乳を介した影響	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2
区分 2 呼吸器。	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
誤えん有害性	分類できない
水生環境有害性 短期(急性)	分類できない
水生環境有害性 長期(慢性)	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素



危険

注意喚起語

危険有害性情報

H290 - 金属腐食のおそれ

H314 - 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

H371 - 臓器の障害のおそれ

以下の臓器の障害のおそれ: 呼吸器。

注意書き

安全対策

- ・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと
- ・取扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと
- ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと
- ・他の容器に移し替えないこと

応急措置

- ・直ちに医師に連絡すること
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること
- ・特別な処置が必要である(このSDSの4項を見よ)

眼

- ・直ちに医師に連絡すること
- ・水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

経口

- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと

皮膚

- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること

吸入

- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること
- ・直ちに医師に連絡すること

- ・物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること

保管

- ・施錠して保管すること
- ・耐腐食性／耐腐食性内張りのある容器に保管すること

廃棄

- ・内容物／容器は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること

他の危険有害性

利用可能な情報はない。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区别

混合物

化学名又は一般名	CAS番号	濃度又は濃度範囲(%)	化審法番号	安衛法番号
水酸化ナトリウム	1310-73-2	1-<5	(1)-410	(1)-410
水	7732-18-5	85-<95	-	-
珪酸塩、界面活性剤、着色剤	-	5-<15		

2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
該当しない2023年4月1日以降 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
該当しない

* 政令名称を参照

**労働安全衛生法
通知対象物質**

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	CAS番号	区分	政令番号
水酸化ナトリウム	1310-73-2	通知対象物質	Attached table 9-319

表示対象物質

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

化学名又は一般名	CAS番号	区分	政令番号
水酸化ナトリウム	1310-73-2	表示対象物質	Attached table 9-319

毒物及び劇物取締法

該当しない

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

該当しない

4. 応急措置

一般的なアドバイス

治療を行う医師にこの安全性データシートを示すこと。直ちに医師の手当てを受ける必要がある。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移すこと。呼吸が停止している場合には、人工呼吸を行うこと。直ちに医師の手当てを受けること。負傷者が本製品を飲み込んだり吸入した場合には口移し法は使わないこと。一方向弁付きポケット・マスク又は他の適切な呼吸医療装置を使用して人工呼吸を行うこと。呼吸が困難な場合には、(資格のある者が)酸素吸入を行うこと。遅発性の肺水腫が生じるおそれがある。直ちに医師の診察／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

汚染された衣服及び靴を脱ぎ、直ちに石けんと多量の水で洗うこと。直ちに医師の診察／手当てを受けること。

眼に入った場合

直ちに少なくとも15分間まぶた(瞼)の裏側まで多量の水で洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。洗っている間は眼を大きく広げたままにすること。受傷部をこすらないこと。直ちに医師の診察／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

水で口をすすぎ、その後多量の水を飲むこと。意識のない者には、何も口から与えてはならない。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診察／手当てを受けること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な 灼熱感。

徵候症状

応急措置をする者の保護に必要な注意 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。個人用保護衣を着用すること(項目8を参照)。

事項 医療者に物質の関与を伝え、自身の保護及び汚染の拡大を防止するための措置を講じること。皮膚に直接触れないようにすること。口対口の人工呼吸を行う際はバリアを使用すること。

医師に対する特別な注意事項

この製品は腐蝕性物質である。胃洗浄または嘔吐の適用な禁忌である。胃穿孔または食道に穿孔がないか調べること。化学的解毒薬を与えないこと。声門の浮腫により窒息が生じるおそれがある。湿性ラ音、泡状の痰および高い脈拍圧を伴う 血圧の著しい低下が発生する場合がある。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

現地の状況及び周囲環境に適した消火方法を用いること。

使ってはならない消火剤

高压水で漏出物を散乱させないこと。

特有の危険有害性

本製品は眼、皮膚、及び粘膜の薬傷を引き起こす。熱分解すると刺激性のガス及び蒸気を放出することがある。

引火性特性

金属に接触すると引火性の水素ガスを放出するおそれ。容器が熱せられると破裂するおそれ。加熱されると分解して腐食性及び／又は有毒なヒュームを発生するおそれ。

特有の消火方法

水噴霧で容器を冷却すること。

消防活動を行う者の特別な保護具及び **消防を行ふ者**は自給式呼吸器及び消防活動用の完全装備を着用しなければならない。個人予防措置用保護具を使用すること。

その他の情報

警告: 放水では十分な消火の効果が得られない場合がある。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。十分換気されているか確認すること。指定された個人用保護具を着用すること。注意！腐食性物質。人員を安全な区域に退避させること。人員を漏出／漏えい(洩)の風上に遠ざけること。

緊急対応を行う者のための保護具

項目8で推奨されている個人用保護具を着用すること。

環境に対する注意事項

安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。環境中に放出してはならない。表土／下層土に侵入させないようにすること。製品が排水路に入らないようにすること。

封じ込め方法

安全に対処できるならば、それ以上の漏えい(洩)又は漏出を防ぐこと。

浄化方法

回収して適切に表示された容器に移すこと。

二次災害の防止策

汚染された物体及び区域を環境規則に従って十分に浄化すること。

その他の情報

項目7及び項目8に記載されている保護措置を参照すること。

7. 取扱い及び保管上の注意**取扱い****安全取扱注意事項**

『8. ばく露防止措置及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。換気が不十分な場合、適切な呼吸用保護具を着用する。製品の取扱いを閉鎖系内に限定するか適切な排気式換気を設けること。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

衛生対策

適切な手袋および眼/顔面保護具を着用する。この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。機器、作業区域及び衣類を定期的にクリーニングすることが推奨される。皮膚、眼又は衣類との接触を避けること。汚染された衣類及び手袋は脱ぎ、再使用する前に内側を含めて洗濯すること。汚染された作業衣は作業場から出さないこと。休憩前および製品の取扱い直後に手を洗うこと。

保管**安全な保管条件**

容器を密閉して乾燥した涼しく換気のよい場所に保管すること。湿気を遮断すること。施錠して保管すること。子供の手の届かない場所に保管すること。隔離して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置**許容濃度**

化学名又は一般名	日本産業衛生学会	労働安全衛生法 作業環境評価基準 - 管理濃度	ACGIH TLV
水酸化ナトリウム 1310-73-2	Ceiling: 2 mg/m³	-	Ceiling: 2 mg/m³

生物学的職業性ばく露限界値

該当しない

設備対策

シャワー
洗眼場
換気システム。

環境ばく露防止

取扱場所の近くに、安全シャワー、手洗い、洗顔装置を設け、その位置を明瞭に表示することが望ましい。屋内作業場で使用の場合は、発生源の密閉化または局所排気装置の設置等の対策をする。

保護具**呼吸用保護具**

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。作業者がガスや蒸気に暴露される場合は呼吸用保護具(防毒マスク等)の着用を検討する。高濃度の化学物質を取り扱う場合は、送気マスクの装着を検討する。防毒マスクの選択については、以下の点に留意する。
 -酸素濃度が18%未満の場所では使用しない。
 -作業者が粉塵に暴露される環境で防毒マスクを使用する場合には、防じん機能付き吸収缶を使用する。
 -防毒マスクは、日本産業規格(JIS T8152)に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。その際、取扱説明書等に記載されているデータを参考にする。

手の保護具

適切な手袋を着用する。不浸透性の保護手袋の着用を検討する。

保護手袋の選択については、以下の点に留意する。

-取扱説明書に記載されている耐透過性クラス等を参考として、作業に対して余裕のある使用時間を設定し、その時間の範囲内で保護手袋を使用する。

眼及び／又は顔面の保護具

密封性の高い安全ゴーグル。顔面保護シールド。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用する。長袖の衣類。耐薬品性エプロン。

9. 物理的及び化学的性質**物理的及び化学的性質に関する情報**

形状	液体	
色	青色透明	
臭い	微臭	
特性	値	<u>備考・方法</u>
融点／凝固点	データなし	
沸点又は初留点及び沸点範囲	データなし	
可燃性	データなし	
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界		
可燃性又は爆発性の上限	データなし	
燃焼又は爆発の下限	データなし	
引火点	引火せず	
蒸発速度	データなし	
自然発火点	データなし	
分解温度	データなし	
pH	13	
粘度		
動粘性率		
粘度	データなし	
水への溶解度	水に可溶	
溶解度	データなし	
n-オクタノール／水分配係数(log値)	データなし	
蒸気圧	データなし	
密度及び／又は比重		
相対密度	1.05	
蒸気濃度	データなし	
かさ密度	データなし	
相対ガス密度	データなし	
粒子特性		
粒径	データなし	
粒径分布	データなし	
その他の情報		
爆発性	データなし	
酸化性	データなし	

10: 安定性及び反応性

化学的安定性	通常の条件下で安定
危険有害反応可能性	酸、酸化剤と反応する
避けるべき条件	利用可能な情報はない。
混触危険物質	酸。酸化剤。
危険有害な分解生成物	燃焼すると条件によって有害ガスが生成することがある。

11. 有害性情報**急性毒性****毒性の数値尺度 - 製品情報**

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出された
ATEmix(経口) 14,807.10 mg/kg

化学名又は一般名	経口LD50	経皮LD50	吸入 LC50
水酸化ナトリウム	= 325 mg/kg (Rat)	= 1350 mg/kg (Rabbit)	-
水	> 90 mL/kg (Rat)	-	-

略語及び頭文字*Rat: ラット**Rabbit: ウサギ***症状**

発赤。灼熱感。失明を引き起こすおそれがある。咳及び／又は喘鳴。

製品情報**経口**

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。薬傷を引き起こす。(成分に基づく)。飲み込むと消化管及び気道の上部に薬傷を引き起こす。暗色血の嘔吐及び下痢を伴う口及び胃内部の重篤な灼熱痛のおそれ。血圧低下のおそれ。口の周囲に褐色がかかった又は黄色がかかった変色が見られる場合がある。喉の腫脹による息切れ及び窒息のおそれ。飲み込むと肺損傷を引き起こすおそれがある。飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ。

吸入

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。吸入すると腐食性である。(成分に基づく)。腐食性のヒューム／ガスを吸入すると、数時間にわたる咳、窒息、頭痛、めまい及び脱力感のおそれ。胸苦しさ、息切れ、皮膚の青変、血圧低下、及び心拍数の増加を伴う肺水腫のおそれ。吸入された腐食性物質は毒性浮腫を引き起こす可能性がある。肺水腫は生命に危険である可能性がある。

皮膚接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。腐食性。(成分に基づく)。薬傷を引き起こす。

眼接触

この化学物質又は混合物の特定試験データはない。重篤な眼の損傷。(成分に基づく)。眼に対して腐食性であり失明を含む重篤な損傷を生じるおそれがある。眼に対する不可逆な損傷を引き起こすおそれがある。

皮膚腐食性／刺激性

成分に対して利用可能なデータに基づく分類。薬傷を引き起こす。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 成分に対して利用可能なデータに基づく分類。眼に重度の障害を与えるリスクがある。薬傷を引き起こす。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

分類できない。

生殖細胞変異原性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

発がん性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

生殖毒性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

国又は地域で採用され、SDSが準拠している世界調和システム(GHS)の分類基準に基づき、この製品は急性のばく露に起因して全身標的臓器毒性を引き起こすと判定されている。臓器の障害のおそれ。

以下の臓器の障害のおそれ: 呼吸器。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

誤えん有害性

利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

分類できない。

化学名又は一般名	藻類／水生植物	魚類	甲殻類
水酸化ナトリウム	-	LC50: =45.4mg/L (96h, Oncorhynchus mykiss)	-

未知の危険有害性物質の濃度 混合物の 0 %は水生環境に対する危険有害性が未知の成分で構成されている。

残留性・分解性

利用可能な情報はない。

生態蓄積性

成分情報

土壤中の移動性

利用可能な情報はない。

オゾン層への有害性

分類できない。利用可能なデータに基づき、分類基準を満たさない。

他の有害影響

利用可能な情報はない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

国、都道府県、および市町村の規制に従って廃棄すること。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することはしてはならない。

汚染容器及び包装

使用済みの容器・ウエス等も、残余廃棄物と同様に処理する。

14. 輸送上の注意**IMDG**

国連番号又はID番号	UN3266
品名(国連輸送名)	腐食性液体、塩基性、無機物、(他に品名が明示されているものを除く)
説明	UN3266, 腐食性液体、塩基性、無機物、その他の危険物 8, I
国連分類(輸送における危険有害性 8	
クラス)	
容器等級	I
海洋汚染物質	Np
EmS番号	F-A, S-B
特別条項	274

ADR

国連番号又はID番号	UN3266
品名(国連輸送名)	腐食性液体、塩基性、無機物、(他に品名が明示されているものを除く)
説明	UN3266, 腐食性液体、塩基性、無機物、その他の危険物 8, I, (E)
国連分類(輸送における危険有害性 8	
クラス)	
容器等級	I
ERG コード	8L
特別条項	274

IATA

国連番号又はID番号	UN3266
品名(国連輸送名)	腐食性液体、塩基性、無機物、(他に品名が明示されているものを除く)
説明	UN3266, 腐食性液体、塩基性、無機物、その他の危険物 8, I
国連分類(輸送における危険有害性 8	
クラス)	
容器等級	I
特別条項	A3, A803

日本

国連番号又はID番号	UN3266
品名(国連輸送名)	腐食性液体、塩基性、無機物、(他に品名が明示されているものを除く)
説明	UN3266, 腐食性液体、塩基性、無機物、その他の危険物 8, I
国連分類(輸送における危険有害性 8	
クラス)	
容器等級	I
特別条項	274

15. 適用法令

国内規制

2023年3月31日迄 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

該当しない

2023年4月1日以降 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

該当しない

労働安全衛生法

表示対象物質

法第57条、施行令第18条第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

通知対象物質

法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9及び第3号・別表3

腐食性液体

労働安全衛生規則 第326条第1項に示される、ホースをとおして、動力を用いて圧送する作業を行わせる事業者が特別な措置を講ずる必要のある腐食性液体

毒物及び劇物取締法

該当しない

火薬類取締法

該当しない

高圧ガス保安法

該当しない

消防法:

非危険物

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

該当しない

船舶安全法

詳細については項目14を参照

航空法

詳細については項目14を参照

港則法

詳細については項目14を参照

16. その他情報

発行日

2021-11-17

改訂日

2024-2-1

安全データシートで使用されている略語及び頭文字のキー又は凡例

凡例 8. ばく露防止及び保護措置

TWA TWA(時間加重平均)

* 経皮吸収

天井値

+

最大限界値

感作性物質

本SDSの編集に使用した主要参考文献及びデータ源

JIS Z 7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法。JIS Z 7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)。

免責事項

このSDSは、JIS Z 7252:2019およびJIS Z 7253:2019の要件に準拠している。この安全データシートに記載されている内容は、発行日時点の知識、情報に基づき正確を期したものであります。ここに記載されている情報は当該製品の安全な取り扱い、使用、加工処理、保管、運搬、廃棄、漏えい時の処理など指針とすることのみを目的としたものであり、いかなる保証をするものではなく、また品質仕様ではありません。本文中に明記されている場合を除き、他の何らかの材料と組み合わせて使用した場合、または何らかのプロセスに使用した場合には、有効でなくなる場合があります。